

議案第64号

二宮町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に旧氏を記載するとともに性別欄を削除することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町印鑑条例の一部を改正する条例

二宮町印鑑条例（昭和53年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第1項中「印鑑の」を「当該印鑑の」に改め、同項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」を「、その他氏名、旧氏」に改め、同条第2項中「記録されている」を「記録がされている」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「記録されている」を「記録がされている」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とする。

第12条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第12条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「記録されている」を「記録がされている」に改め、同号を同項第4号とする。

第15条第1項第4号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(議案第64号) 二宮町印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町が備える<u>住民基本台帳</u>に記録されている者とし、登録できる印鑑は、1人につき1個とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該印鑑</u>の登録申請を受理することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、<u>その他氏名</u>、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 町長は前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、<u>当該印鑑</u>を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定による確認をしたときは、直ちに印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者とし、登録できる印鑑は、1人につき1個とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>印鑑</u>の登録申請を受理することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令</u>(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格<u>その他氏名</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 町長は前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、<u>当該印鑑</u>を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定による確認をしたときは、直ちに印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>男女の別</u></p> <p>(6) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）に町長が証明するほか、次に掲げる事項を記載し作成する。</p> <p>(1) <u>氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）に町長が証明するほか、次に掲げる事項を記載し作成する。</p> <p>(1) <u>氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>男女の別</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p>
<p>(印鑑登録原票のまっ消)</p> <p>第15条 町長は、前条の申請があつたとき又は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該印鑑登録原票をまっ消しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名、氏 <u>（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）</u> を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）ことにより、登録されている印鑑が第4条第1号に該当するに至ったとき</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(印鑑登録原票のまっ消)</p> <p>第15条 町長は、前条の申請があつたとき又は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該印鑑登録原票をまっ消しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を <u>変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）</u> ことにより、登録されている印鑑が第4条第1号に該当するに至ったとき</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>